

人 事 院 事 務 総 長

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務  
総長通知の一部改正について（通知）

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４６号）の施行に伴い、下記に掲げる人事院事務総長通知の一部をそれぞれ次のとおり改正したので、令和２年６月１２日以降は、これによってください。

なお、この通知による改正前の「人事院規則１―３４（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成１８年１２月１５日事企法一６６８）」第１項の表職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣の運用について（平成２７年６月２４日人企一８１３）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間については、なお従前の例によってください。

記

- 人事院規則１―３４（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成１８年１２月１５日事企法一６６８）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から 1 年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の公	規則第 10	取得の日	5 年
益財団法	条関係第 1		
人東京才	項又は規則		

1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から 1 年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の公	規則第 10	取得の日	5 年
益財団法	条関係第 1		
人東京才	項又は規則		

<p>リンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣の運用について（平成27年6月24日人企一812）</p>	<p>第11条関係ただし書の協議に関する文書等</p>				<p>リンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣の運用について（平成27年6月24日人企一812）</p>	<p>第11条関係ただし書の協議に関する文書等</p>			
					<p>職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣の運用について（平成27年6月24日人</p>	<p>規則第10条関係第1項又は規則第11条関係ただし書の協議に関する文書等</p>	<p>取得の日</p>	<p>5年</p>	

(略)	(略)	(略)	(略)
職員の平成三十七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について（令和元年5月23日人企一60）	規則第10条関係第1項又は規則第11条関係ただし書の協議に関する文書等	取得の日	5年
職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構	規則第10条関係第1項又は規則第11条関係ただし書の協議に関	取得の日	5年

企一81 3)			
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の平成三十七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣の運用について（令和元年5月23日人企一60）	規則第10条関係第1項又は規則第11条関係ただし書の協議に関する文書等	取得の日	5年
職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構	規則第10条関係第1項又は規則第11条関係ただし書の協議に関	取得の日	5年



(平成24年法律第25号) <u>第48条の5又は第89条の</u> <u>5</u> に規定する給与 <u>十三</u> (略)	(平成24年法律第25号) <u>第48条の5</u> に規定する給与 <u>十四</u> (略)
--	---

3 給実甲第151号(通勤手当の運用について)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第16条関係 1 (略) 2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。 一・二 (略) 三 法第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用(法第81条の2第1項の規定により退職した日(法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされた職員、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交	第16条関係 1 (略) 2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。 一・二 (略) 三 法第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用(法第81条の2第1項の規定により退職した日(法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされた職員、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交

流派遣、法科大学院派遣法第  
11条第1項の規定による派  
遣、福島復興再生特別措置法  
(平成24年法律第25号)  
第48条の3第1項若しくは  
第89条の3第1項の規定に  
よる派遣、平成三十二年オリ  
ンピック・パラリンピック特  
措法第17条第1項の規定に  
よる派遣、平成三十一年ラグ  
ビーワールドカップ特措法第  
4条第1項の規定による派遣  
若しくは平成三十七年国際博  
覧会特措法第25条第1項の  
規定による派遣(以下「国際  
機関等派遣等」という。)か  
ら職務に復帰した職員又は人  
事院規則11-4(職員の身  
分保障)第3条第1項第1号  
から第4号までの規定による  
休職(以下単に「休職」とい  
う。)から復職した職員のうち、再任用の直前の職員とし  
ての引き続く在職期間中の勤  
務箇所、国際機関等派遣等の  
期間中の勤務箇所又は休職の

流派遣、法科大学院派遣法第  
11条第1項の規定による派  
遣、福島復興再生特別措置法  
(平成24年法律第25号)  
第48条の3第1項の規定に  
よる派遣、平成三十二年オリ  
ンピック・パラリンピック特  
措法第17条第1項の規定に  
よる派遣、平成三十一年ラグ  
ビーワールドカップ特措法第  
4条第1項の規定による派遣  
若しくは平成三十七年国際博  
覧会特措法第25条第1項の  
規定による派遣(以下「国際  
機関等派遣等」という。)か  
ら職務に復帰した職員又は人  
事院規則11-4(職員の身  
分保障)第3条第1項第1号  
から第4号までの規定による  
休職(以下単に「休職」とい  
う。)から復職した職員のうち、再任用の直前の職員とし  
ての引き続く在職期間中の勤  
務箇所、国際機関等派遣等の  
期間中の勤務箇所又は休職の  
期間中の勤務箇所を給与法第

<p>期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、再任用（直近のものに限る。）、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該再任用、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>四 （略）</p>	<p>12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、再任用（直近のものに限る。）、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該再任用、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>四 （略）</p>
---	--

4 給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下この項において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（第一において「規則」という。）第44条の規定又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第9条及び人事院規則19—0（職員の育</p>	<p>人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（第一において「規則」という。）第44条の規定又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第9条及び人事院規則19—0（職員の育</p>



児休業等) 第16条、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。) 第18条及び人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流) 第41条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。) 第20条及び人事院規則24-0(検察官その他の職員の法科大学院への派遣) 第15条、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号。以下「自己啓発等休業法」という。) 第7条及び人事院規則25-0(職員の自己啓発等休業) 第13条、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号) 第48条の11及び人事院規則1-69(職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣) 第12条、同法第89条の11及び人事院規則1-74(職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣) 第12条、

児休業等) 第16条、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。) 第18条及び人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流) 第41条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。) 第20条及び人事院規則24-0(検察官その他の職員の法科大学院への派遣) 第15条、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号。以下「自己啓発等休業法」という。) 第7条及び人事院規則25-0(職員の自己啓発等休業) 第13条、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号) 第48条の11及び人事院規則1-69(職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣) 第12条、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号。以下「配偶者同行休業法」という。) 第8条及び人事院規則2

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号。以下「配偶者同行休業法」という。）第8条及び人事院規則26-0（職員の配偶者同行休業）第15条、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」という。）第25条及び人事院規則1-64（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第12条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。）第12条及び人事院規則1-65（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）第12条若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。以下「平成三十七年国際博覧会特措

6-0（職員の配偶者同行休業）第15条、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」という。）第25条及び人事院規則1-64（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第12条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。）第12条及び人事院規則1-65（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）第12条若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。以下「平成三十七年国際博覧会特措法」という。）第33条及び人事院規則1-72（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧

法」という。)第33条及び人事院規則1—72(職員の平成三十七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣)第12条の規定による号俸の調整(以下「復職時調整」という。)については、下記に定めるところにより実施してください。

## 記

第一 (略)

第二 その他の復職時調整に係る規定関係

1 育児休業をした職員等の復職時調整について

育児休業をした職員、交流派遣(官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣をいう。以下同じ。)をされた職員、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣(以下「法科大学院派遣」という。)をされた職員、自己啓発等休業法第2条第5項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」

会協会への派遣)第12条の規定による号俸の調整(以下「復職時調整」という。)については、下記に定めるところにより実施してください。

## 記

第一 (略)

第二 その他の復職時調整に係る規定関係

1 育児休業をした職員等の復職時調整について

育児休業をした職員、交流派遣(官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣をいう。以下同じ。)をされた職員、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣(以下「法科大学院派遣」という。)をされた職員、自己啓発等休業法第2条第5項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」

という。)をした職員、福島復興再生特別措置法第48条の3第1項の規定による派遣(以下「福島相双復興推進機構派遣」という。)をされた職員、同法第89条の3第1項の規定による派遣(以下「福島イノベーション・コースト構想推進機構派遣」という。)をされた職員、配偶者同行休業法第2条第4項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣(以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣」という。)をされた職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣(以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣」という。)をされた職員又は平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣(以

という。)をした職員、福島復興再生特別措置法第48条の3第1項の規定による派遣(以下「福島相双復興推進機構派遣」という。)をされた職員、配偶者同行休業法第2条第4項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣(以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣」という。)をされた職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣(以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣」という。)をされた職員又は平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣(以下「平成三十七年日本国際博覧会協会派遣」という。)をされた職員が職務に復帰した場合の復職時調整の要領、期間計算等につ

下「平成三十七年日本国際博覧会協会派遣」という。)をされた職員が職務に復帰した場合の復職時調整の要領、期間計算等については、第一の例により取り扱うものとする。

2 育児休業と休職等の期間がある職員等の取扱いについて

育児休業の終了により職務に復帰した職員、交流派遣後職務に復帰した職員、法科大学院派遣後職務に復帰した職員、自己啓発等休業の終了により職務に復帰した職員、福島相双復興推進機構派遣後職務に復帰した職員、福島イノベーション・コースト構想推進機構派遣後職務に復帰した職員、配偶者同行休業の終了により職務に復帰した職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣後職務に復帰した職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣後職務に復帰した職員、平成三十七年日本国際博覧会協会派遣後職務に復帰

いては、第一の例により取り扱うものとする。

2 育児休業と休職等の期間がある職員等の取扱いについて

育児休業の終了により職務に復帰した職員、交流派遣後職務に復帰した職員、法科大学院派遣後職務に復帰した職員、自己啓発等休業の終了により職務に復帰した職員、福島相双復興推進機構派遣後職務に復帰した職員、配偶者同行休業の終了により職務に復帰した職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣後職務に復帰した職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣後職務に復帰した職員、平成三十七年日本国際博覧会協会派遣後職務に復帰した職員又は第一の第1項第4号に規定する復職等をした職員のうち、育

<p>した職員又は第一の第1項第4号に規定する復職等をした職員のうち、育児休業の期間、交流派遣の期間、法科大学院派遣の期間、自己啓発等休業の期間、福島相双復興推進機構派遣の期間、福島イノベーション・コースト構想推進機構派遣の期間、配偶者同行休業の期間、平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣の期間、平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣の期間、平成三十七年日本国際博覧会協会派遣の期間又は同項第3号に規定する休職等の期間が2以上ある職員については、それぞれの期間を合わせて復職時調整を行うことができるものとする。</p> <p>第三 (略)</p>	<p>児休業の期間、交流派遣の期間、法科大学院派遣の期間、自己啓発等休業の期間、福島相双復興推進機構派遣の期間、配偶者同行休業の期間、平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣の期間、平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣の期間、平成三十七年日本国際博覧会協会派遣の期間又は同項第3号に規定する休職等の期間が2以上ある職員については、それぞれの期間を合わせて復職時調整を行うことができるものとする。</p> <p>第三 (略)</p>
---	--

5 給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定め</p>	<p>2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定め</p>

るところによる。

一～三 (略)

四 派遣職員、法科大学院派遣法

第11条第1項の規定により派遣された職員、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定により派遣された職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定により派遣された職員又は平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定により派遣された職員の場合には、派遣法第5条、法科大学院派遣法第13条、福島復興再生特別措置法第48条の5若しくは第89条の5、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第19条又は平成三十七年国際博覧会特措法第27条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額

るところによる。

一～三 (略)

四 派遣職員、法科大学院派遣法

第11条第1項の規定により派遣された職員、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項の規定により派遣された職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定により派遣された職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定により派遣された職員又は平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定により派遣された職員の場合には、派遣法第5条、法科大学院派遣法第13条、福島復興再生特別措置法第48条の5、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第19条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第6条又は平成三十七年国際博覧会特措法第27条の規定により定められた支給割合を乗じない

五～九 (略)

33 規則第11条第2項第9号の「勤務しなかつた期間」とは、病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第16条、法科大学院派遣法第9条（法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第48条の9若しくは第89条の9、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第10条、平成三十七年国際博覧会特措法第31条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成16年法律第121号）第10条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により給与法第23条

給与月額

五～九 (略)

33 規則第11条第2項第9号の「勤務しなかつた期間」とは、病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第16条、法科大学院派遣法第9条（法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第48条の9、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第10条、平成三十七年国際博覧会特措法第31条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成16年法律第121号）第10条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により給与法第23条第1項及び附則第6項



第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に起因する場合を除く。)を与えられた期間及び規則10—4(職員の保健及び安全保持)第24条第2項又は規則10—8(船員である職員に係る保健及び安全保持の特例)第7条第1項の規定に基づいて就業を禁ぜられたことにより勤務しなかった期間の全ての期間を合算したものをいい、規則10—4第24条第1項の規定に基づいて病気休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された者についてのその病気休暇の時間及び生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についてのその病気休暇の期間(「人事院規則10—7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)の運用について(昭和61年3月15日職福—121)」第2条関係後段に定める期間に

の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に起因する場合を除く。)を与えられた期間及び規則10—4(職員の保健及び安全保持)第24条第2項又は規則10—8(船員である職員に係る保健及び安全保持の特例)第7条第1項の規定に基づいて就業を禁ぜられたことにより勤務しなかった期間の全ての期間を合算したものをいい、規則10—4第24条第1項の規定に基づいて病気休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された者についてのその病気休暇の時間及び生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についてのその病気休暇の期間(「人事院規則10—7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)の運用について(昭和61年3月15日職福—121)」第2条関係後段に定める期間に限る。)は、これに含

限る。)は、これに含まない。	まない。
----------------	------

6 給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第37条関係</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第3条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条</p>	<p>第37条関係</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第3条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条</p>

の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。(15)において同じ。)又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。)第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。)

第9条(法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。)、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号) 第48条の9若しくは 第89条の9、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号。以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」という。)

第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別

の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。(15)において同じ。)又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。)第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。)

第9条(法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。)、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号) 第48条の9、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号。以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」という。)

第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成27年法

措置法（平成27年法律第34号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。）第10条若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。以下「平成三十七年国際博覧会特措法」という。）第31条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により給与法第23条第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇及び特別休暇

(3)～(20) (略)

(21) 福島復興再生特別措置法第89条の3第1項の規定による派遣

(22)～(26) (略)

13～18 (略)

律第34号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。）第10条若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。以下「平成三十七年国際博覧会特措法」という。）第31条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により給与法第23条第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇及び特別休暇

(3)～(20) (略)

(新設)

(21)～(25) (略)

13～18 (略)

7 給実甲第434号（住居手当の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>規則第4条関係</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 「人事院の定める住宅」は、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外のもの（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎並びに規則第3条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）とする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であつた者又は給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用</p>	<p>規則第4条関係</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 「人事院の定める住宅」は、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外のもの（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎並びに規則第3条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）とする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であつた者又は給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用</p>

を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第2条第4項に規定する交流採用をされた職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職。以下同じ。）

を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第2条第4項に規定する交流採用をされた職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅に

<p>の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>居住しているときは、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p>
---	--

8 給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>規則第5条関係</p> <p>1 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用（同法第81条の2第1項の規定により退職した日（同法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年</p>	<p>規則第5条関係</p> <p>1 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用（同法第81条の2第1項の規定により退職した日（同法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年</p>

法律第224号)第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成27年法律第34号)第4条第1項の規定による派遣若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成31年法律第18号)第25条第1項の規定による派遣(以下「国際機関等派遣等」という。)から職務に復帰した職員

法律第224号)第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第48条の3第1項の規定による派遣、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成27年法律第34号)第4条第1項の規定による派遣若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成31年法律第18号)第25条第1項の規定による派遣(以下「国際機関等派遣等」という。)から職務に復帰した職員、国と民間企業との間の人事



、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、再任用、国際機関等派遣等から職務への復帰、交流採用又は休職からの復職を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適

交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、再任用、国際機関等派遣等から職務への復帰、交流採用又は休職からの復職を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

用する。	
2～6 (略)	2～6 (略)

9 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—  
328）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第13 病気休暇関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則第21条第1項第2号の「公務」には、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第3条に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務並びに国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第9条（同法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第48条の9若しく</u></p>	<p>第13 病気休暇関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則第21条第1項第2号の「公務」には、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第3条に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務並びに国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第9条（同法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第48条の9</u>、平成</p>

は第 89 条の 9、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 23 条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号）第 10 条又は平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）第 31 条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 23 条第 1 項及び附則第 6 項の規定の適用に関し公務とみなされる業務及び特定規定に規定する通勤が含まれるものとする。

5～8 （略）

三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 23 条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号）第 10 条又は平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）第 31 条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 23 条第 1 項及び附則第 6 項の規定の適用に関し公務とみなされる業務及び特定規定に規定する通勤が含まれるものとする。

5～8 （略）

以 上